

平成29年度 第1回

明 石 市 国 民 健 康 保 険  
運 営 協 議 会

開催日時 平成29年8月30日(水) 午後1時30分～

開催場所 明石市役所 議会棟 第3委員会室

## 会 議 次 第

### 1 会長あいさつ

### 2 副市長あいさつ

### 3 会議録署名委員の指名について

### 4 報告事項

報告事項1 平成28年度明石市国民健康保険事業特別会計決算（見込み）の概要について

報告事項2 国保制度改革の動向について

### 5 協議事項

協議事項 国民健康保険料の算定方式の変更について

### 6 その他

都道府県単位化に向けた国民健康保険料に関する検討課題について

1. 当初賦課時期（毎年度の保険料を決定して通知する時期）の変更について

2. 保険料率を決定する時期の変更について

## 報告事項1

### 平成28年度明石市国民健康保険事業特別会計決算(見込み)の概要について

#### 1 歳入

単位：千円

|        | 平成28年度     | 平成27年度     | 前年比     |
|--------|------------|------------|---------|
| 保険料    | 5,996,218  | 6,135,733  | 97.73%  |
| 国庫支出金  | 6,709,119  | 6,800,961  | 98.65%  |
| 県支出金   | 1,522,858  | 1,532,134  | 99.39%  |
| 交付金等   | 18,015,629 | 18,132,835 | 99.35%  |
| その他収入等 | 5,280,675  | 5,075,758  | 104.04% |
| 歳入合計   | 37,524,499 | 37,677,421 | 99.59%  |

#### 2 歳出

|             | 平成28年度     | 平成27年度     | 前年比     |
|-------------|------------|------------|---------|
| 保険給付費       | 20,940,812 | 21,491,469 | 97.44%  |
| 他保険制度等への拠出金 | 4,932,914  | 5,107,840  | 96.58%  |
| 共同事業拠出金     | 7,934,407  | 7,776,933  | 102.02% |
| 保健事業費       | 158,875    | 161,570    | 98.33%  |
| その他支出等      | 526,473    | 683,858    | 76.99%  |
| 歳出合計        | 34,493,481 | 35,221,670 | 97.93%  |

#### 3 歳入歳出差引

歳入が375億2,449万円、歳出が344億9,348万円です。収支額は30億3,101万円の黒字となりました。(前年度繰越金を除く単年度収支額は5億7,526万円の黒字)

#### \* 被保険者数等(年度平均)

|       | 平成28年度   | 平成27年度   | 前年比    |
|-------|----------|----------|--------|
| 被保険者数 | 66,284人  | 68,917人  | 96.18% |
| 世帯数   | 40,962世帯 | 41,965世帯 | 97.61% |

#### \* 保険料の調定額・収入額・収納率

保険料収入額は、被保険者数の減少及び被保険者の所得の伸び悩みによる調定額の減少により、前年度より1億3,951万円減り、保険料収入での財源確保が難しくなっています。

収納率については、現年度分は前年度93.09%から93.72%へ0.63ポイント向上し、滞納繰越分も前年度35.35%から36.60%へ1.25ポイント向上しました。

#### \* 医療費

被保険者数の減少も影響し保険給付費が5億5,065万円減少していますが、医療技術の高度化や国保加入者の高齢化等により一人当たりの医療費は増えています。

平成28年度 明石市国民健康保険事業特別会計決算について

(歳入)

|              |                | 平成28年度        |   |   | (参考)平成27年度   |                |               |
|--------------|----------------|---------------|---|---|--|----------------|---------------|
| 予算科目         |                | 予算現額          | 収入額   | 内訳 調定額 収納率  | 収入額  |                |               |
| 国民健康保険料      | 現年度分           | 医療分 一般        | 4,313,292,000   | 4,102,977,013   | 4,376,517,341  | 93.75          | 4,117,198,775 |
|              |                | 医療分 退職        | 225,000,000   | 125,739,814   | 128,294,510  | 98.01          | 206,880,170   |
|              |                | 介護分 一般        | 449,839,000   | 343,446,218   | 380,024,450  | 90.37          | 331,617,025   |
|              |                | 介護分 退職        | 55,033,000  | 31,476,955  | 32,096,970   | 98.07          | 52,011,191    |
|              |                | 後期高齢者支援等分 一般  | 1,378,572,000   | 1,031,131,069   | 1,097,143,596  | 93.98          | 1,023,659,051 |
|              |                | 後期高齢者支援等分 退職  | 46,835,000  | 31,625,479  | 32,235,720   | 98.11          | 51,343,038    |
|              | 滞納繰越分          | 医療分 一般        | 283,931,000   | 233,236,097   | 640,134,318  | 36.44          | 248,267,907   |
|              |                | 医療分 退職        | 9,188,000   | 6,498,424   | 15,053,205   | 43.17          | 8,670,497     |
|              |                | 介護分 一般        | 25,779,000  | 30,756,250  | 85,558,233   | 35.95          | 32,195,027    |
|              |                | 介護分 退職        | 1,487,000   | 1,592,521   | 3,648,365  | 43.65          | 2,131,763     |
|              |                | 後期高齢者支援等分 一般  | 49,653,000  | 56,177,794  | 153,219,020  | 36.67          | 59,675,204    |
|              |                | 後期高齢者支援等分 退職  | 1,493,000   | 1,560,331   | 3,603,842  | 43.30          | 2,083,536     |
|              | 合計             | 医療分 一般        | 4,597,223,000   | 4,336,213,110   | 5,016,651,659  | 86.44          | 4,365,466,682 |
|              |                | 医療分 退職        | 234,188,000   | 132,238,238   | 143,347,715  | 92.25          | 215,550,667   |
| 介護分 一般       |                | 475,618,000   | 374,202,468   | 465,582,683   | 80.37  | 363,812,052    |               |
| 介護分 退職       |                | 56,520,000    | 33,069,476  | 35,745,335  | 92.51  | 54,142,954     |               |
| 後期高齢者支援等分 一般 |                | 1,428,225,000 | 1,087,308,863   | 1,250,362,616   | 86.96  | 1,083,334,255  |               |
| 後期高齢者支援等分 退職 | 48,328,000     | 33,185,810    | 35,839,562  | 92.60   | 53,426,574   |                |               |
| 合計           | 6,840,102,000  | 5,996,217,965 | 6,947,529,570   | 86.31   | 6,135,733,184  |                |               |
| 一部負担金        |                | 2,000         | 0   |   |  | 0              |               |
| 国庫支出金        | 療養給付費等負担金      |               | 4,845,161,000   | 4,644,835,198   | 一般分 3,087,134,957<br>老健分 0<br>介護分 412,971,074<br>後期高齢者支援分 1,144,729,167<br>過年度分 0                    | 4,793,725,161  |               |
|              |                | 高額共同事業負担金     | 245,000,000   | 218,159,174   |  | 179,252,554    |               |
|              |                | 財政調整交付金       | 1,414,659,000   | 1,797,387,000   | 普通調整交付金 1,214,592,000<br>老健分 0<br>介護分 164,401,000<br>後期高齢者支援分 418,394,000<br>特別調整交付金(再掲) 242,985,000 | 1,784,444,000  |               |
|              |                |               | 国保制度関係業務準備事業費補助金  | 0   | 5,226,000  |                | -             |
|              |                |               | 社会保障・税番号制度システム整備費補助金  | 12,052,000  | 11,768,000   |                | 11,262,000    |
|              | 特定健診等に係る負担金    | 32,608,000    | 31,744,000  |   | 32,277,000   |                |               |
|              | 計              | 6,549,480,000 | 6,709,119,372   |   | 6,800,960,715  |                |               |
|              | 県支出金           | 調整交付金         | 1,499,659,000   | 1,238,702,000   | 普通調整交付金 852,641,000<br>特別調整交付金 386,061,000<br>介護分(再掲) 75,496,000<br>後期高齢者支援分(再掲) 199,603,000         | 1,288,133,000  |               |
|              |                | 高額共同事業負担金     | 245,000,000   | 218,159,174   |  | 179,252,554    |               |
|              |                | 補助金           | 32,000,000  | 34,253,000  |  | 31,792,000     |               |
| 特定健診等に係る負担金  |                | 32,608,000    | 31,744,000  |   | 32,956,000   |                |               |
| 計            |                | 1,809,267,000 | 1,522,858,174   |   | 1,532,133,554  |                |               |
| 前期高齢者交付金     | 10,391,875,000 | 9,301,343,645 |   | 8,963,820,351   |  |                |               |
| 療養給付費交付金     | 1,021,719,000  | 675,706,232   | 医療分 536,976,666<br>老健分 0<br>後期高齢者支援分 65,278,334<br>過年度分 73,451,232  | 1,236,287,716   |  |                |               |
|              | 高額医療費共同事業交付金   | 490,000,000   | 895,439,656   |   | 718,161,947  |                |               |
| 共同事業交付金      | 保険財政共同安定化事業交付金 | 7,658,358,000 | 7,143,139,563   |   | 7,214,565,321  |                |               |
|              | 計              | 8,148,358,000 | 8,038,579,219   |   | 7,932,727,268  |                |               |
| 基金運用収入       |                | 100,000       | 8,464   | 国民健康保険事業基金積立金利子   | 52,182   |                |               |
| 繰入金          | 2,791,623,000  | 2,757,479,794 | 基金安定(医療分) 1,393,157,259<br>基金安定(介護分) 120,237,845<br>基金安定(後期高齢者支援分) 341,847,353<br>国民健康保険等(社会保障・税番号制度システム整備費) 391,583,670<br>出産育児一時金 75,418,667<br>財政安定化支援 225,235,000<br>その他一般会計 210,000,000<br>基金繰入金 0 | 2,675,528,715   |  |                |               |
|              | その他収入          | 40,818,000    | 67,435,891  | 過料 71,807<br>利子 0<br>滞納処分 0<br>雑入 1,251,565<br>延滞金(一般) 16,221,959<br>(退職) 403,824<br>第三者(一般) 30,307,374<br>(退職) 1,161,161<br>返納金(一般) 17,452,902<br>(退職) 565,299 | 65,280,341   |                |               |
|              |                | 前年度繰越金        | 543,892,000   | 2,455,750,292   |  | 2,334,896,752  |               |
|              |                | 合計            | 38,137,236,000  | 37,524,499,048  |  | 37,677,420,778 |               |

(歳出)

(単位:円)

| 平成28年度   |                |                |   | (参考)平成27年度                               |                |
|----------|----------------|----------------|---|--|----------------|
| 予算科目     | 予算現額           | 決算額            | 内訳  | 支出額                                      |                |
| 総務費      | 424,542,000    | 408,832,980    | 職員費(人事課所管) 265,303,751<br>一般管理費 130,848,455<br>国保連合会 1,987,892<br>取納率向上 2,535,153<br>運営協議会 118,290<br>特定健診・特定保健指導<br>管理費(健康推進課所管) 8,039,439 | 400,608,216                              |                |
| 保険給付費    | 療養給付費          | 20,150,000,000 | 18,115,438,765  | 一般分 17,612,405,297                       | 18,749,701,551 |
|          |                |                |   | 退職分 503,033,468                          |                |
|          | 療養費            | 268,300,000    | 229,699,489   | 一般分 223,045,991                          | 243,140,203    |
|          |                |                |   | 退職分 6,653,498                            |                |
|          | 計              | 20,418,300,000 | 18,345,138,254  |  | 18,992,841,754 |
|          | 審査支払手数料        | 61,000,000     | 47,626,717  | 支払手数料 46,820,536<br>システム開発費 806,181      | 49,453,975     |
|          | 高額療養費          | 2,948,900,000  | 2,413,900,870   | 一般分 2,331,944,962<br>退職分 81,955,908      | 2,316,340,501  |
|          | 高額介護合算療養費      | 3,000,000      | 795,936   | 一般分 795,936<br>退職分 0                     | 3,037,961      |
|          | 移送費            | 350,000        | 1,280   | 一般分 1,280<br>退職分 0                       | 0              |
|          | 出産育児一時金        | 133,210,000    | 114,074,255   | 出産育児一時金 114,027,425<br>出産育児一時金手数料 46,830 | 107,212,416    |
| 葬祭費      | 27,450,000     | 19,250,000     | 19,250,000  | 22,550,000                               |                |
| 結核医療付加金  | 300,000        | 25,050         | 25,050  | 32,685                                   |                |
| 計        | 23,592,510,000 | 20,940,812,362 |   | 21,491,469,292                           |                |
| 老人保健拠出金  | 1,300,000      | 104,868        | 医療費拠出金 0<br>事務費拠出金 104,868  | 133,469                                  |                |
| 後期高齢者支援金 | 3,831,251,000  | 3,642,812,962  | 後期高齢者支援金 3,642,556,979<br>後期高齢者関係事務費拠出金 255,983   | 3,740,891,098                            |                |
| 前期高齢者納付金 | 3,291,000      | 2,680,015      | 前期高齢者納付金 2,431,620<br>前期高齢者関係事務費拠出金 248,395   | 2,590,782                                |                |
| 介護納付金    | 1,301,677,000  | 1,287,316,144  |   | 1,364,224,510                            |                |
| 共同事業拠出金  | 高額医療費共同事業拠出金   | 980,000,000    | 866,573,816   |  | 712,472,648    |
|          | 保険財政共同安定化事業拠出金 | 7,658,358,000  | 7,067,832,814   |  | 7,064,460,802  |
| 計        | 8,638,358,000  | 7,934,406,630  |   | 7,776,933,450                            |                |
| 保健事業費    | 206,770,000    | 158,875,327    | 普及費 50,792,926<br>特定健康診査・特定保健指導<br>(健康推進課所管) 108,082,401  | 161,569,511                              |                |
| その他支出    | 135,937,000    | 117,631,326    | 公債費 0<br>一般償還金 19,903,844<br>退職償還金 1,233,388<br>諸費 96,494,094   | 283,197,976                              |                |
| 基金積立金    | 100,000        | 8,464          |   | 52,182                                   |                |
| 予備費      | 1,500,000      | 0              |   | 0  |                |
| 合計       | 38,137,236,000 | 34,493,481,078 |   | 35,221,670,486                           |                |

平成28年度収支差引額

3,031,017,970

平成27年度形式収支差引額

2,455,750,292

平成27年度実質収支差引額

2,455,644,292

翌年へ繰越すべき財源 106,000  
(社会保障・税番号制度システム整備)

国保制度改革の動向について

～平成30年度から都道府県と市町村が共同で国保を運営～

制度改革の背景

- 増大する医療費
  - ① 約30兆円 → ②約42兆円 (毎年約1兆円増加)
- 市町村国保が抱える主な構造的課題
  - ① 年齢構成が高く、医療費水準が高い
  - ② 所得水準が低く、保険料負担が重い
- 赤字等の補填のため、毎年、一般会計から多額の繰り入れ
  - ・全国の市町村の決算補填等のための法定外繰入額：約3,000億円
- 市町村間の格差 (県内)
  - ・医療費：1.30倍、所得：1.76倍、保険料：1.49倍

※ 保険料/所得

| 65～74歳の割合 | 医療費    | 平均所得  | 保険料負担率(※) |
|-----------|--------|-------|-----------|
| 37.6%     | 32.3万円 | 862万円 | 9.9%      |
| 3.0%      | 14.9万円 | 207万円 | 6.7%      |

＜主な経緯＞

- H24年8月22日 社会保障制度改革推進法の成立  
(医療は社会保険制度を基本とし、国民皆保険制度を維持)
- H25年8月6日 社会保障制度改革国民会議報告書の提出  
(①財政基盤の安定化、保険料負担の公平性確保、②国保の都道府県移行)
- H25年12月5日 社会保障制度改革プログラム法の成立  
(国保制度改革の検討項目と改革の実施時期を明示)
- H26年1月31日 国保基盤強化協議会(国と地方3団体)での検討開始  
(①財政上の格差問題の分析と解決方策、②都道府県と市町村の役割分担)
- H27年2月12日 国保基盤強化協議会 議論のとりまとめ
- 5月27日 法案可決・成立
- 5月29日 法律公布・順次施行

制度改革の概要

1 公費拡充による財政基盤の強化

- 毎年約3,400億円の財政支援の拡充により、財政基盤を強化
- ＜27年度から実施＞
  - 保険者支援制度の拡充 約1,700億円  
低所得者が多い保険者の財政基盤強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充
  - 財政安定化基金の創設 (活用は②～)  
予期しない給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、基金を創設  
※ 最終2,000億円規模を積立(32年度末まで)
- ＜30年度から実施(案)＞ 約1,700億円
  - 国調整交付金の拡充 (700～800億円規模)  
自治体の責めによらない要因(※)による医療費増・負担への対応  
※ 精神疾患に係る医療費、子どもの被保険者、非自発的失業者等
  - 保険者努力支援制度の創設 (700～800億円規模)  
医療費の適正化に向けた取組等を行う自治体を支援  
※ 国は指標として特定健診・特定保健指導の実施率、後発医薬品使用割合、保険料収納率等を検討
  - 超高額医療費共同事業の拡充 (数十億円規模)  
著しく高額な医療費に対する医療費共同事業への財政支援を拡充

2 運営の在り方の見直し

- 県も保険者として位置づけ、市町とともに国保を運営
- 県が、財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割
- 県が、国保運営方針を策定し、市町が担う事務の標準化・広域化・効率化を推進
- 市町は、引き続き、資格管理、保険料の決定・賦課・徴収、保険給付、保健事業等を実施

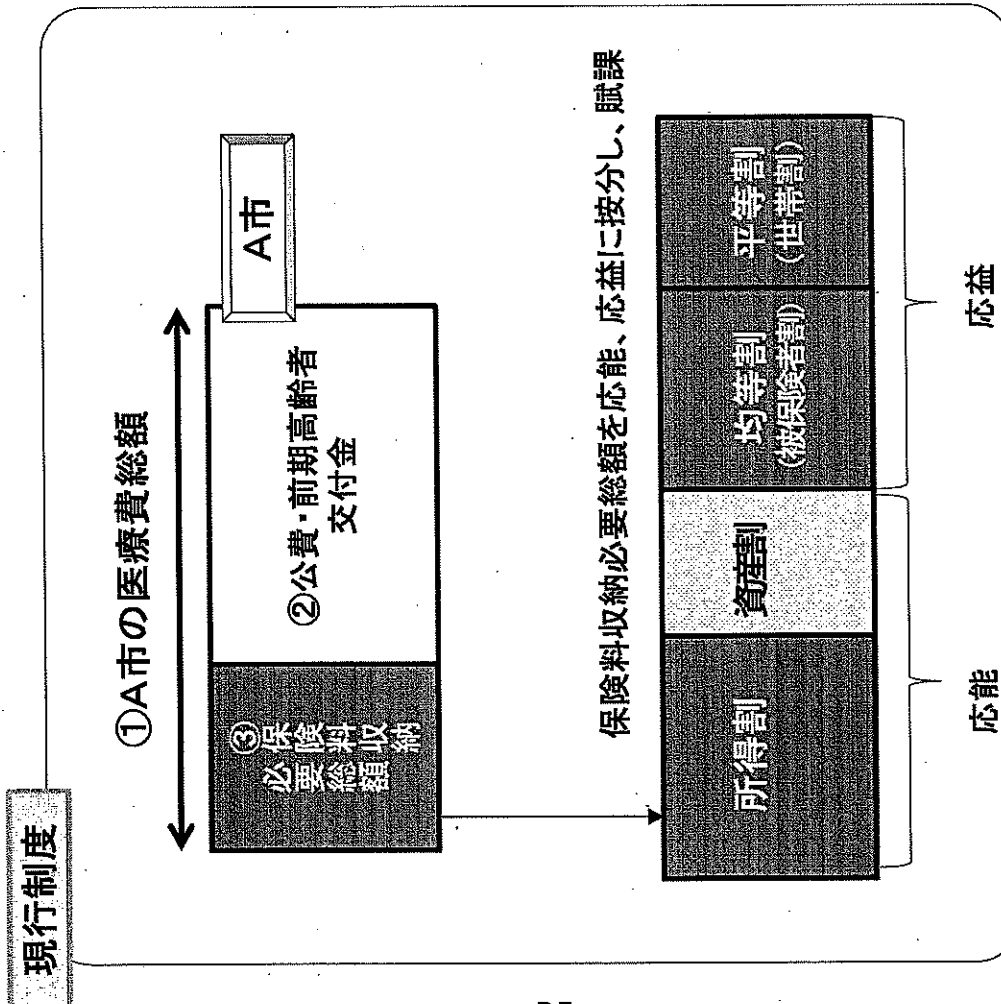
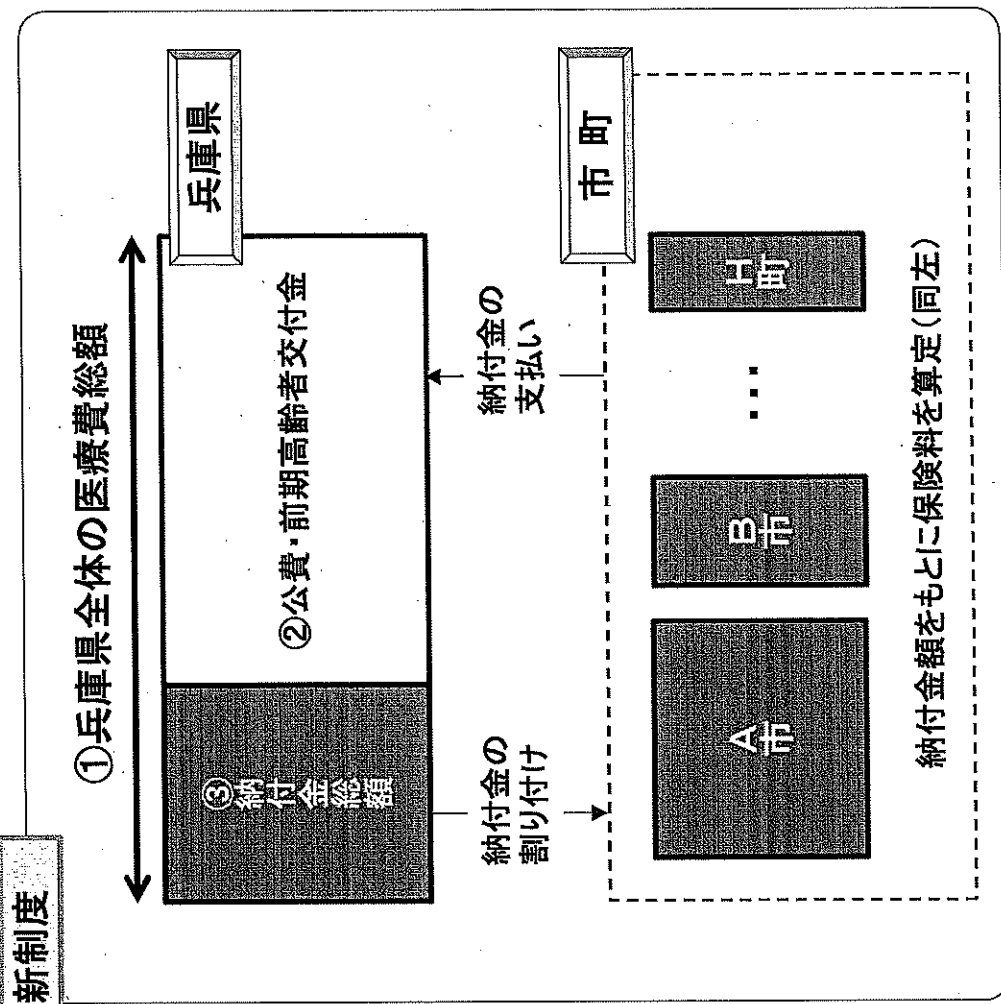
(主な役割分担)

※ 網掛けが県の役割

| 区分             | 主な役割  | 現行 | 改革後 |
|----------------|---|----|-----|
| ① 財政運営         | ・市町毎の納付金を決定し、標準保険料率を算定・公表<br>・給付費用を全額、市町に対し支払<br>・財政安定化基金の設置・運営 | 市町 | 県   |
| ② 保険料の決定・賦課・徴収 | ・標準保険料率を参考に保険料を決定、賦課・徴収   | 市町 | 市町  |
| ③ 資格管理         | ・被保険者証の発行等の資格の管理  | 市町 | 市町  |
| ④ 保険給付         | ・保険給付の決定・点検、個々の事情に応じた窓口負担減免                                     | 市町 | 市町  |
| ⑤ 保健事業         | ・被保険者の特性に応じた、きめ細かな保健事業の実施                                       | 市町 | 市町  |

県内の国保運営方針の一元的な運営方針を策定

# 保険料の算定方法(イメージ)



年度途中に医療費が伸びた場合は、  
**県が財政安定化基金から貸付を受け対応**

年度途中に医療費が伸びた場合は、  
**法定外一般会計繰入や財政調整基金の取崩し等により対応**

出典：平成29年度 第1回 兵庫県国民健康保険運営協議会 (H29.7.21) 資料

運営協議会のスケジュール（現時点での想定）

| 時期         | 運営協議会    | 内容  |
|------------|----------|---|
| H29. 8. 30 | 第1回運営協議会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度決算見込みの内容報告</li> <li>・国保制度改革の概要の報告</li> <li>・保険料の算定方式の答申案の審議</li> <li>・その他</li> </ul>                    |
| H29. 9 予定  |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県) 納付金等の試算（第3回）・市町への提示</li> </ul>   |
| H29. 11 予定 |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県) 兵庫県国民健康保険運営方針の決定・公表</li> <li>・県) 納付金等の試算（第4回）・市町への提示</li> </ul>  |
| 同上         | 第2回運営協議会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・納付金等の試算結果に基づく激変緩和措置の検討</li> <li>・兵庫県国民健康保険運営方針の内容報告</li> <li>・国民健康保険料に関する検討課題の答申案の審議</li> <li>・その他</li> </ul> |
| H30. 1 予定  |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県) 納付金等の決定・市町への提示</li> </ul>  |
| 同上         | 第3回運営協議会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・納付金等の試算結果に基づく保険料率及び激変緩和措置の検討</li> <li>・条例改正案の内容報告・答申案の審議</li> <li>・その他</li> </ul>                             |



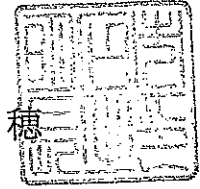
明 国 諮 第 1 号

平成29年7月26日

明石市国民健康保険運営協議会

会 長 片 山 貴 文 様

明石市長 泉 房 穂



### 国民健康保険料の算定方式の変更について（諮問）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条の規定に基づき、明石市国民健康保険事業の運営に関する重要事項として、下記事項について諮問いたします。

#### 記

#### 1. 国民健康保険料の算定方式の変更

国民健康保険料の算定方式について、現在、本市は所得割、資産割、均等割、平等割からなる4方式を採用しているが、近年、社会構造の変化に伴い、資産割の主な対象者が、制度発足当初の自営業者から年金所得者や給与所得者に移り変わっているため、所得割の補完的役割を担うとする資産割の制度趣旨に合致しておらず、廃止すべきとする意見がある。

また、兵庫県では、平成30年度から施行される国民健康保険の都道府県単位化に向け、標準的な保険料の算定方式について、所得割、均等割、平等割からなる3方式を目指す方針としており、県下の保険者においても資産割を廃止する動きが加速している。

このような状況を踏まえ、将来にわたって健全で安定した事業運営を行うことができるよう、保険料の算定方式を「現行の4方式」から「資産割を含まない3方式」に変更することについて諮問する。

## 協議事項 国民健康保険料の算定方式の変更について

### 1. 概要

本市では、平成27年2月に開催した明石市国民健康保険運営協議会において、平成30年度の国民健康保険の都道府県単位化に向け、保険料の算定方式について検討を進めることとし、以降、資産割を含む4方式からこれを含まない3方式への移行に関して議論を積み重ねてきており、前回の運営協議会では、今後の方向性について取りまとめが行われた。

### 2. 前回の運営協議会（平成28年11月開催）での議論の内容

#### (1) 主な意見

##### ①資産割の廃止に向けたもの

- ・資産割は都市部の実情に即さなくなっており、廃止すべきである。
- ・兵庫県は3方式を標準的な保険料算定方式とする方針を示しているほか、近隣自治体の動向も踏まえ資産割は廃止すべきである。
- ・制度が大きく変わる平成30年度の都道府県単位化のタイミングで、廃止する方が分かりやすい。

##### ②その他

- ・都道府県単位化後の本市の国保事業費納付金や標準保険料率の水準は県から公表があるまで不明であるが、保険料が激変する場合は、その緩和に向け、年限を決めて繰越金の一部を活用してはどうか。
- ・市民への周知期間を考慮すると、早い段階で方向性を示すべきである。

#### (2) 取りまとめの内容

先ず、国民健康保険が都道府県単位化される平成30年度より資産割を廃止するという大きな方向性を示す。

次に、今後、県が公表する納付金と標準保険料率を確認したうえで、繰越金の活用などによる激変緩和措置の取り扱いを検討する。

### 3. 他市・町の状況

#### (1) 県下の資産割の採用状況

| 内訳         | 市     | 町     | 計     |
|------------|-------|-------|-------|
| ①自治体総数     | 29    | 12    | 41    |
| ②資産割採用自治体数 | 12※   | 7     | 19    |
| ③採用割合(②÷①) | 41.4% | 58.3% | 46.3% |

※資産割を採用する市

明石市、洲本市、西脇市、たつの市、宍粟市、養父市、朝来市、丹波市、篠山市、淡路市、南あわじ市、豊岡市

#### (2) 廃止に向けた各市の動向

##### ①廃止または公表済

小野市・・・平成27年度より資産割を廃止済

姫路市・・・平成28年度より資産割を廃止済。

豊岡市・・・平成36年度に資産割を廃止する予定として、段階的に調整中。

##### ②非公表（平成29年7月11日現在）

平成30年度より資産割を廃止する方向で検討中の市・・・6市（本市は除く）

その他 都道府県単位化に向けた国民健康保険料に関する検討課題について

1. 当初賦課時期（毎年度の保険料を決定して通知する時期）の変更について

以下の理由により、当初賦課時期を現行の6月（納期は6月末～3月末の年10回）から7月（納期は7月末～3月末の年9回）に変更することについて検討を進めたい。

(1) 現状（所得の把握作業）

国民健康保険料の所得割額は被保険者の前年中所得に基づき算定する仕組みであるため、当初賦課時期までに被保険者の所得を把握しておかなければならない。

なお、本市では、条例に基づき、市民税課と国民健康保険課のそれぞれが所得の把握作業を行っており、それぞれの対象者や作業内容は次表のとおりとなっている。

| 担当課     | 対象者  | 作業内容  |
|---------|--|---|
| 市民税課    | ○市・県民税が課税となる人（1月1日現在に市内に住所を有する人に限る）              | ○確定申告内容の確認<br>○給与支払報告書の確認<br>○年金支払い報告書の確認<br>○市・県民税申告書の送付 |
| 国民健康保険課 | ○国民健康保険の被保険者で市・県民税の対象外となる人（＝非課税者）<br>○1月2日以降の転入者 | ○市民税課からの情報収集<br>○簡易申告書の送付<br>○転入前住所地への所得照会                |

(2) 課題

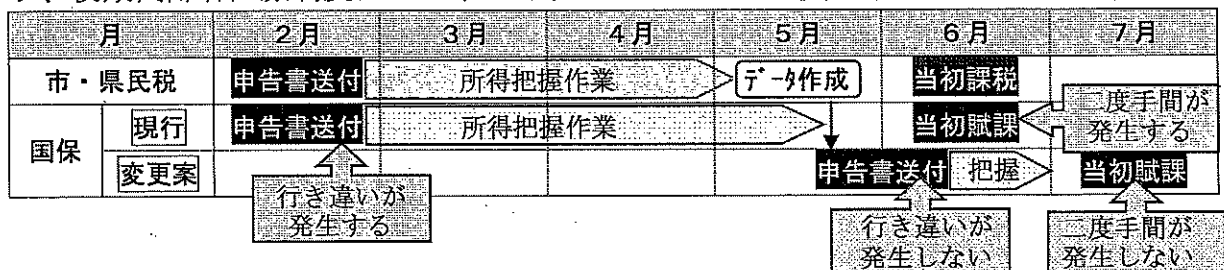
現行では国民健康保険料の当初賦課を市・県民税の当初課税時期と同じ6月に実施しているため、非課税者を含む所得把握作業を5月末までに行わねばならない。

このため、毎年2月、前年度の非課税者に対し、所得額が把握できていない段階で簡易申告書を送付しているが、『今年度は確定申告をするために、改めて簡易申告書を提出する必要がない人への行き違い』や『転入者など、当初賦課後に、所得の照会結果等に基づき正確な所得額が判明して、保険料が変更となる二度手間』が発生し、市民に不要な負担がかかる状況となっている。

(3) 解決策

当初賦課時期を6月から7月に変更することで、5月に作成される市・県民税の所得データを基に、所得が把握できていない人（非課税者）のみに簡易申告書を送付する仕組みに変更できるため、前述の『行き違い』や『二度手間』が発生しなくなる。（納期が年9回となることで、納付が困難となる場合は、分割納付により丁寧に対応する。）。

なお、国民健康保険は県下41市・町中、32市・町が7月に当初賦課を実施しており、後期高齢者医療制度は41市・町すべてが7月に当初賦課を実施している。



## 2. 保険料率を決定する時期の変更について

以下の理由により、保険料率を決定する時期を、現行の3月から6月に変更することについて検討を進めたい。

### (1) 状況1 (保険料率の決め方)

保険料率は以下の流れで決定している。

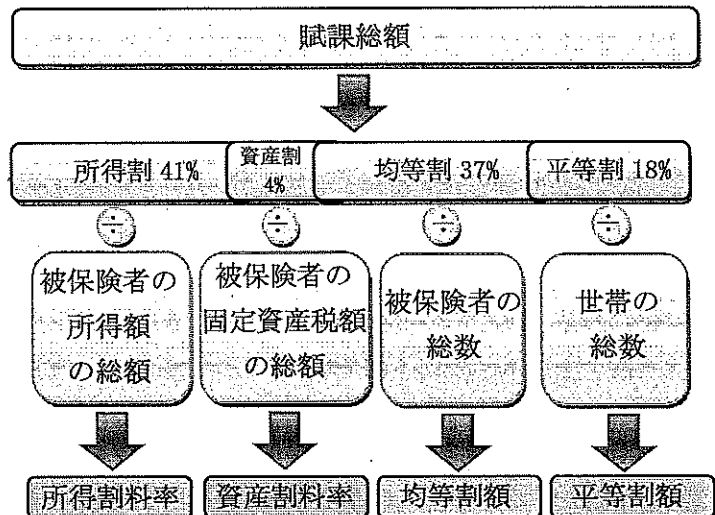
(現行と都道府県単位化後で賦課総額は異なるが、保険料率の計算の流れは同じ。)

- ① **賦課総額** を賦課割合※に応じて按分する。

※現行の賦課割合：所得割41%、資産割4%、均等割37%、平等割18%

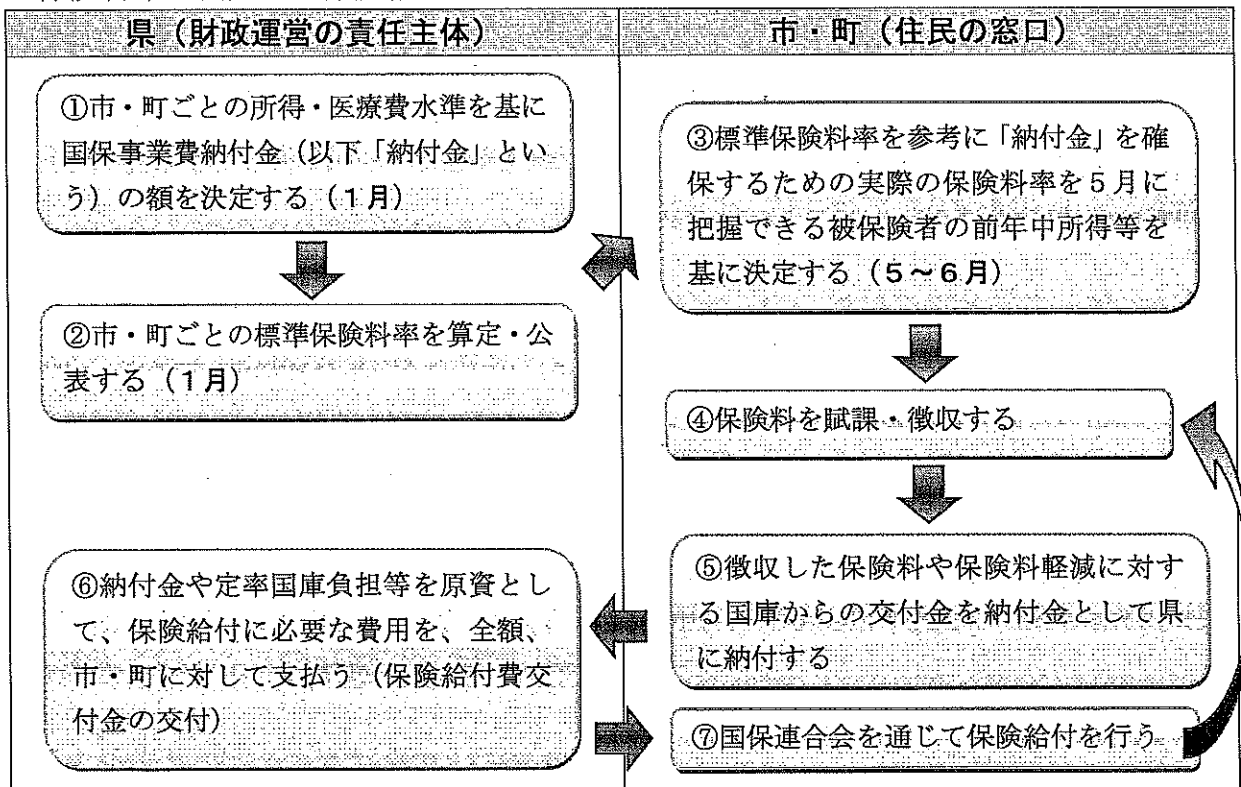
- ② ①で按分した賦課総額を「右の被保険者の所得額の総額」～「世帯の総数」までの項目でそれぞれ按分※し、各保険料率を決める。

※現行は見込み値で按分しているが、都道府県単位化後は納付金方式となるため、確定値で按分しなければ、納付金に過不足が生じる。



### (2) 状況2 (都道府県単位化後における保険料率の決定～保険給付のフロー)

保険料率の決定から保険給付の流れは、以下の①～⑦の順となる(④～⑦は繰り返し)。



(3) 課題

「**現行**」は見込み値で保険料率を決めているが、「**都道府県単位化後**」は確定値で保険料率を決めなければ、県へ納付すべき納付金に過不足が生じる（納付金が不足する場合は、翌年度の納付金に不足分が上積みされ、翌年度以降の被保険者に余分の負担が発生する。）。

(4) 解決策

大半の被保険者（有所得者）の所得額（確定値）が把握可能となる5月中旬に保険料率を計算後、国民健康保険運営協議会へ諮問し、答申いただいたうえで、6月議会で保険料率を決定すれば、納付金に過不足が生じにくくなる。（前述の「項目1. 当初賦課時期の変更」の「非課税者の所得」は保険料率の決定には影響がない。）

| 時期    | 現行  | 都道府県単位化後（案）                               |
|-------|---|---|
| 12月中旬 | 4月1日現在の世帯、被保険者、前々年中所得額（見込み値）から保険料率（案）を検討      | 景気や風水害等の影響による所得の変動を反映できない。                |
| 1月上旬  | 国民健康保険運営協議会の開催（料率の諮問・答申）                      |   |
| 1月下旬  |   | 県が市・町ごとの納付金及び標準保険料率を算定・公表（見える化）           |
| 3月下旬  | 議決  |   |
| 5月中旬  | 前年中所得を正確に捉えることができるため、納付金に過不足が生じにくい保険料率を設定できる。 | 4月1日現在の世帯、被保険者、前年中所得額（確定値）から実際の保険料率（案）を検討 |
| 5月下旬  |   | 国民健康保険運営協議会の開催（料率の諮問・答申）                  |
| 6月上旬  | 当初賦課の実施                                       |   |
| 6月下旬  |   | 議決  |
| 7月上旬  |   | 当初賦課の実施                                   |

(5) 県下の主な保険者の状況

| 市・町名              | 当初賦課時期 | 保険料率の決定時期 | 条例改正      |
|-------------------|--------|-----------|-----------|
| 明石市（現行）           | 6月     | 3月下旬      | 要         |
| 加古川市<br>高砂市       | 7月     | 3月下旬      | 要         |
| 神戸市<br>尼崎市<br>姫路市 | 6月     | 5月下旬      | 不要（告示方式※） |
| 西宮市               | 6月     | 6月上旬      | 不要（告示方式※） |
| 芦屋市               | 7月     | 6月下旬      | 不要（告示方式※） |

※告示方式：神戸市他4市は条例に計算方式を規定し、保険料率は市長が告示する方式を採用しているため、保険料率の改定について議決を要しない（保険料率は5月以降に確定値を用いて検討している。）。